

団体ご宿泊予約 取消しの違約金(キャンセル料金)について

- 1) 宿泊客は当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2) 当ホテルは宿泊客が宿泊契約の全部、又は一部を解除した場合、別表に掲げるところにより違約金を申し受けます。また、延期は原則として契約解除の取り扱いに準じます。
- 3) 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

団体宿泊 違約金

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日前	14日前
申込人数												
団体	15～30名	100%	100%	70%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	0%	0%
	31～69名	100%	100%	80%	70%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	0%
	70名以上	100%	100%	80%	70%	50%	30%	30%	30%	30%	30%	15%

注1) %は基本的に宿泊料金に対する違約金比率です。

上記%に加えて、手配済のものは実費請求させていただきます。

注2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく1日分(初日)の違約金を収受します。